

多摩薬業連携協議会 会則

第一条 (名 称)

本会は多摩薬業連携協議会と称する。

第二条 (所 在)

本会は事務所を八王子薬剤師会事務局(193-0944 東京都八王子市館町 1097 八王子薬剤センター薬局内 2F 電話 0426-69-9004)の所在地に置く。

第三条 (目 的)

本会は、多摩地域の薬剤師相互の交流を図り、医療の発展に貢献することを目的とする。活動内容は次の通りである。

- (1) 医薬分業に係る連絡・協議
- (2) 研修・研究会
- (3) その他

第四条 (委員の構成)

本会の委員の構成は以下の通りとする。

- (1) 東京都薬剤師会
八王子支部・町田支部・南多摩支部・北多摩支部・西多摩支部
- (2) 東京都病院薬剤師会
多摩西南支部・多摩東支部
- (3) その他当会が必要と認めた者

第五条 (任 期)

委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第六条 (役員構成)

本会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 2名 (議長を兼ねる)
- (2) 事務局 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名
- (5) 当会が必要と認めた相談役を置くことができる。

第七条 (会議の開催)

本会の開催は、通常年4回開催する。

但し、必要に応じて臨時に開催することが出来る。

第八条 (招 集)

本会の招集は委員長が行う。

第九条 (会 費)

本会は会費運営とし、都薬支部及び都病薬支部が負担する。
尚、年会費は別に規定する。

第十条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日迄とする。

第十一条 (交通費等)

本会の会議に出席する者に対する交通費等の支給については別に規定する。

第十二条 (会則の変更)

この会則は構成委員の過半数の賛同により変更することが出来る。

第十三条 (発 効)

この会則は、平成15年4月1日より施行する。

規定付則

(1) 年会費

会費は1支部5万円とする。

(2) 交通費

3,000 円

以上規定する。